

10月の業務ごよみ



● 下半期の重要課題への取組み

3月決算の企業では、10月から下半期に入ります。上半期の業績をしつかりチェックし、年度収支計画の進捗状況を確認します。

新型コロナウイルスの影響で業績が落ち込んでいるケースも多いと思われるが、現在の状況で採り得る最善の方法を検討しましょう。

● 年末にかけての資金需要と資金繰りのチェック

これから年末にかけては、大きな資金需要（年末商戦用の在庫の増殖と販売促進、賞与の支払いなど）が発生し、接待や贈答関係の小口の諸経費も増える時期です。

ことしは新型コロナウイルスの影響で、例年どおりには進まないことも多いはずですが、昨年の実績や下半期の売上計画・利益計画を勘案し、他部署の協力も得ながら、その内容と資金手当ての方法を綿密にチェックしましょう。

検討の結果、新たに借入れが必要となる場合は、早めに取引金融機関に働きかけることが大切です。

● 3月決算法人の中間申告の準備

3月決算で中間申告が必要な法人は、11月の決算応当日までに中間申告と納税を行いません。

法人税の中間申告には、前事業年度の申告額の半分を納付する予定納税と、半年間を1事業年度とみなして仮決算を行ない、納付税額を算出・納付する方法があります。

ただし、仮決算した場合の法人税額が前期基準額（前事業年度の確定法人税額の2分の1）を超える場合は、予定納税による方法に限られています。

ことしは、新型コロナウイルスの影響で中間申告の準備を進めることが難しかったり、納税資金が準備できなかったりするケースも考えられます。このような状況を想定して、「コロナ特例」として個別の申告期限延長等の措置が講じられています。

国税庁のホームページなどを参照して、適切に対応してください。

● 販促費用の支出

例年なら、秋から年末に向けては商戦が活発化し、様々な販促企画も実施されます。ただし、ことしは新型コロナウイルスによる影響で、上半期の売上が大きく落ち込んでいるケースも多いでしょう。その分を取り戻すためのセールのなども考えられるところです。

通常、経理部門がこうした販促企画に直接的に関わることは少ないと思われませんが、営業部門に資金面や節税面のアドバイスをするなど側面から支援することも大切です。

● 税務調査への対応

税務当局は7月から新しい事務年度に入り、秋口から税務調査が本格化するため、10月は1年のなかでも調査の多い時期といえます。業績にかかわらず、いつ税務調査を受けても対応できるように、証拠資料などを整備しておきましょう。



● 健保・厚年の標準報酬の切替え

7月に提出した「報酬月額算定基礎届」に基づく定時決定で、9月から健康保険・厚生年金保険の標準報酬が切り替わります。

切替え後の標準報酬月額に基づく保険料は、原則として10月に支給する給与から徴収を開始します。手続きや金額等を改めて確認しましょう。

ことしは、9月1日から、厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級（第31級・62万円）の上に、新たな等級（65

万円)が追加されました。

改定後の新等級に該当する被保険者がいる対象の事業主へは、9月下旬以降、通知が届きます。

●新型コロナウイルスに係る特例措置を延長

① 雇用調整助成金の特例措置等の期限を延長

ことし9月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(以下「雇用調整助成金の特例措置等」という)については、ことし12月末まで延長されます。

そのうえで、感染防止策と社会経済活動の両立が図られるなかで、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、雇用調整助成金の特例措置等は、段階的に縮減される予定です。

64⁶⁴では、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等について解説しています。

② 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金の要件見直し

現在、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金制度が設けられています。支給要件のうち、ことし9月末までとなっている、事業主が対象となる有給の休暇制度を整備し、労働者に周

知する期限について、ことし12月末まで延長されます。

③ 小学校休業等対応助成金の対象期間の延長

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得なくなった保護者を支援するため、

- ・ 正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度(新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金)
- ・ 委託を受けて個人で仕事をする方向への支援金制度(新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金)

が設けられています。ことし2月27日から9月30日までの間に取得した休暇等について支援が行なわれていますが、対象期間が12月末まで延長されます。

●社員の異動に伴う事務手続き

10月は、人事異動の多い月です。同一職場内の異動であれば、特に法定の手続きはありませんが、住所地が変わる転勤や出向、扶養家族に変更があった場合は、社会保険関係の法定手続き、諸手当(通勤手当・住宅手当・家族手当など)の変更に関する事務などが発生します。貸与物品の返還や異動先への事務引継ぎも必要です。

●全国労働衛生週間

10月1日から「全国労働衛生週間」がスタートします。今年度のスローガンは「みなおして 職場の環境から の健康」です。この機会に、快適な職場環境づくりに努め、健康管理意識を啓発するとともに、自社の安全衛生活動を見直しましょう。

今年度は特に、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、いわゆる「3つの密」を避けることを徹底しつつ実施することが求められています。

●健康診断の実施

秋に健康診断を実施する企業では、その要領について社員に周知徹底します。当日都合がつかない社員には別の受診日を設定し、受診モレが発生しないように努めましょう。

健診実施機関では、新型コロナウイルス感染症防止対策として以下の事項を呼びかけています。

- ・ 風邪症状がある場合の受診の自粛
- ・ 健診中のマスクの着用、健診施設への入館(室)時・退館(室)時などの手洗いの励行

- ・ 受付時間を守り、密集・密接を防ぐ

なお、健康診断個人票は5年間の保存が義務付けられています。重要な個人情報ですので、管理にも気を配る必要があります。

● **ストレスチェックの実施**

企業のメンタルヘルス対策として、従業員数50名以上の事業場では、1年に1回、ストレスチェックを実施することが義務付けられています（当面の間、従業員数50名未満の事業場については努力義務）。

結果は、実施者から本人に直接通知されます（本人の同意なく事業者がその結果を知ることができません）。

通知を受けて一定の要件に該当した労働者から申出があった場合、事業者には医師による面接指導を実施する義務があります。

さらに、面接指導の結果に基づいて医師から意見を聴取し、必要に応じて労働時間の短縮や、就業場所の変更といった就業上の措置をとらなければなりません。

なお、本人の同意を得て取得したストレスチェックの結果の記録は、5年間の保存義務があります。

● **冬季賞与の資料・情報の収集**

冬季賞与を支給する予定の会社は、検討にあたって資料・情報の収集を始めるべき時期です。

各種媒体のほか、商工会議所や同業組合、取引銀行の経営相談所などの資料・情報で、地域や業界の相場を調べておきましょう。

また、支給原資についても早めに確認し、売掛金の回収を強化するなど、資金確保の方法を検討しておきます。

● **「延納」を申請した場合の労働保険料第2期分の納付期限**

労働保険の概算保険料は一括納付が原則ですが、年度更新の際に「延納」の申請をすることにより、3期に分割して納付することが可能です。

今年の第2期分の納付期限は11月2日です。所轄の労働局から納付書が送られてきますので、内容を確認し、期日までに納付しましょう。

● **労働者死傷病（軽度）報告の提出**

7月～9月の3か月間に発生した業務中の軽度の事故や疾病により、社員が3日以下の休業をしたときは、11月2日までに労働者死傷病（軽度）報告を、管轄の労働基準監督署に提出する必要があります。

なお、4日以上の上の休業が発生した場合には、そのつど労働基準監督署に報告しなければなりません。

事業場では、冬服への衣替えの実施が多い時期です。これを機に社内の身だしなみや服装のコードについても再確認するとよいでしょう。

● **社内レクリエーションの実施**

気候が穏やかになり、社員旅行や運動会など、社内レクリエーションが盛んに行なわれる季節になりました。

ただし、新型コロナウイルスの影響からレクリエーションの実施を見送ったり、規模を縮小して実施したりする企業も多いでしょう。

実施する際は、感染症対策を万全に行ない、感染者を出さない工夫が求められます。

レクリエーションの実施に際しては、詳細を記した資料をきちんと保存しておきましょう。かかった費用は、社会通念上相当な金額であれば、福利厚生費や交際費等とみなされ、税務調査の際に有効な証拠資料となります。

また、実施後に課題と感じたこと、トラブルになったことなどについて記録しておきましょう。

● **歳暮・年賀状の準備**

歳暮に関しては、昨年の歳暮とことしの中元の贈答実績のほか、取引先一覧などをもとに、贈り先の住所や役職等を更新・確認しながらモレのないようにリストアップを行ないます。

総務
法務

● **衣替えの実施**

社員に事務服・作業服を貸与してい



スティールパン

カリブ海のトリニダード・トバゴで生まれたスティールパン（ドラム）は、ドラム缶を板金し、金づちで

叩いて音程が取れるようにしたもの。スカート（缶の裾）の長さによって音域が変わる。中米のカーニバルには欠かせない楽器と言える。街中に響くその音は、夏の暑さを吹き飛ばしてくれる。（切絵・文＝前田尋）

あわせて、贈答品選びも早めに取りかかるようにしましょう。

また、2021年用の通常の年賀はがきは10月29日から販売されます。

各部署の必要枚数を把握し、購入予定数を取りまとめておきます。

●取引先の与信管理の徹底

春先からの新型コロナウイルスの影響によって経営状態が悪化し、それが具体的に表面化してくるのは秋から冬にかけてともいわれています。

このため、各企業においては例年にも増して与信管理業務の重要性が高まっています。

取引先の経営状況に関する情報は、直接先方と接触している営業担当者から集めるのが最もよい方法です。

年末の資金需要期は、とくに念入りに取引先の売掛金管理や与信管理を行ないたいところです。

管理部門としても、営業担当者と密に連絡を取り合い、取引先に変化があった場合は、こまめに報告してもらうようにしましょう。

来月の計画を立てるために

▽3月決算法人の中間申告期にあたり
ます

▽12月の年末調整の準備に取りかかります